平成２２年（フ）第４１０号
大阪府岸和田市今木町366番地グリーンメドウＢ棟105号、前住所大阪府岸和田市上松町307番地の１シャトークレール403号
債務者　香山　里枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
大阪府岸和田市今木町310番地の１
債務者　臼井　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
大阪府泉佐野市笠松２丁目７番28―404号
債務者　池口　満朗
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目16番９号サンハイツＡ102、前住所大阪府和泉市府中町五丁目21番３―508号
債務者　西川　美幸（旧姓重光）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―205号
債務者　小針　幸二
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
大阪府泉大津市森町２丁目９番４―202号
債務者　松山　健郎
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
大阪府泉佐野市鶴原335番地の12
債務者　仲島　　賢
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
大阪府泉大津市森町２丁目９番４―202号
債務者　松山恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
香川県高松市国分寺町福家甲4049番地15
債務者　杉井麻依子（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２５号
香川県高松市松縄町1103番地20
債務者　大澤　弘幸
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８号
香川県三豊市豊中町上高野3315　田中君栄方
債務者　大久保俊英
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２０号
香川県三豊市山本町神田3279番地３
債務者　森　　千春
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１３８号
福岡県大牟田市野添町26番地３　ニューアドバンスコーポ101号
債務者　松島　隆博
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４４号
福岡県大牟田市小川町24番地１　ポートメントおがわ301号
債務者　片山　敦夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県大牟田市小浜町23番地３　小浜県営住宅12棟501号
債務者　安藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県大牟田市三川町２丁目５番地
債務者　田代　幸司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県大牟田市東萩尾町439番地14
債務者　吉田須美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部